

平戸市農業委員会第8回総会議事録

■開催日時：令和元年11月26日（火）9時30分～10時30分

■開催場所：平戸市役所本庁舎3階大会議室

■農業委員：19人中15人出席 欠席委員：1、4、8、10番

■推進委員：18人中14人出席 欠席委員：4、10、15、18番

※委員名簿は議事録末に添付

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 楠富事務局長 橋口総務農地班長 山本主査 大石主任主事

■関係課 浅田農林課農山村対策班長

■書記の職氏名 職氏名：楠富事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

議案第41号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第43号 空き家に付属した農地の指定について

議案第44号 非農地通知申出について

議案第45号 第8回農用地利用集積計画(案)について

議案第46号 第8回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告第12号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届について

報告第13号 農地法第5条第1項第8号の規定による転用届について

報告第14号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和元年度平戸市農業委員会第8回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、丸田会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>皆さん、おはようございます。本日は令和元年度平戸市農業委員会第8回総会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>今年も、残すところ1ヶ月あまりとなりました。皆さん方も農作業に一段落したとはいえ、作業時には怪我や事故には十分気をつけていただきたいと思います。</p> <p>さて、先の県会長会議において、10月24日報道の別府市農業委員会会長による収賄事件、18日報道の安堵町農業委員会会長による農地転用虚偽申請事件をはじめ、4件の事件が発生したとの報告が県からありました。県としては、各市町への綱紀粛正の通知、研修会を実施するなどを講じていきたいとのことでした。</p> <p>本市ではこのようなケースはこれまでもありませんが、委員の皆様には公職であることを再認識していただき、規律ある行動に努めていただきますようお願いいたします。</p> <p>28日から全国集会に出席してまいります。農林水産省副大臣、本県出身の北村大臣とも面談予定でありますので、要望に対する前向きな回答が得られるものと信じております。</p> <p>さて本日の議題は、議案6件・報告3件であります。委員の皆様には、慎重審議、闊達なご意見をいただきますようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、欠席のご連絡をいただいた農業委員は、1番、4番、8番、10番委員、次に推進委員、4、10、15、18番委員 合計8名の委員から欠席の届出の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして丸田会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</p> <p>それでは、日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録</p>

会長	署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	「異議なし。」と認めます。 それでは、議事録署名委員に 9 番、11 番委員、書記に事務局長を指名いたします。以上で日程第 3 を終わります。
会長	■日程第 4 会務報告 次に日程第 4、11 月の会務報告、及び 12 月の会務予定について事務局が報告いたします。
事務局	それでは 11 月の主な会務報告をいたします。(11 月会務報告を報告) 次に 11 月の行事予定を申し上げます。(12 月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。
会長	会務報告が終了しましたので、ここで、次回、12 月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を 12 月 26 日(木曜日)午後 3 時 30 分とし、場所は、田平活性化施設の会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議がありませんので、次回の総会日程を 12 月 26 日(木曜日)午後 3 時 30 分とし、場所は、田平活性化施設の会議室において行うことといたします。
事務局	■日程第 5 議事 《議案第 41 号 農業振興地域整備計画の変更について》 次に、「議案第 41 号 農業振興地域整備計画の変更」について、事務局からの提案説明を求めます。 整理番号 1 番、申請人については記載のとおりです。 申請農地地目は田で 954 m ² 、他 5 筆、計 2,662 m ² 、変更内容は用途を農地から他の用途に変更するため、農用地区域から除外するものです。変更理由については、議案書 2-2 ページに記載しておりますが、申請者が申請農地に太陽光発電施設の建設に適地と判断したが、農用地区域に指定されているため除外申請を行なうものです。 続きまして整理番号 2 番、申請人については記載のとおりです。 申請農地で地目は畑 1,016 m ² 、変更内容は、用途を農地から他の用

事務局	<p>途に変更するため、農用地区域から除外するものです。変更理由については、議案書 2-7 ページに記載しておりますが、整理番号 1 番と同じです。</p> <p>続きまして整理番号 3 番、申請人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は畑 495.86 m²、変更内容は、用途を農地から他の用途に変更するため、農用地区域から除外するものです。変更理由については、議案書 2-11 ページに記載しておりますが、申請農地に住宅建設を計画し適地と判断したが、農用地区域に指定されているため除外申請を行なうものです。</p> <p>続きまして整理番号 4 番、申請人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は畑 831 m²、他 1 筆、計 1,704 m²、変更内容は、用途を農地から他の用途に変更するため、農用地区域から除外するものです。変更理由については、議案書 2-15 ページに記載しておりますが、申請農地に太陽光発電施設の建設に適地と判断したが、農用地区域に指定されているため除外申請を行なうものです。</p> <p>以上で説明を終わります。農林課より、補足があればお願いします。</p>
農林課	<p>特にありませんが、いずれも農振地域の端に位置する農地ですので除外に当たるものと判断しております。以上です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので終結します。「議案第 41 号 農業振興地域整備計画の変更」について、原案のとおりとする意見で決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、「議案第 36 号 農業振興地域整備計画の変更」を原案のとおりとする意見で決定し、平戸市に報告いたします。</p> <p>《議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」について事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 3-1 ページをお願いします。まず、訂正をお願いします。整理番号 2 番について、農地種別を第 2 種としておりますが、第 1 種に訂正をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは説明いたします。整理番号1番、譲渡人及び譲受人については、記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は畑383㎡、外4筆、計1,869㎡、また併用地として宅地90㎡があります。用途としては、太陽光発電施設用地、農地種別は第2種、事由としては、太陽光発電施設建設のため。契約については、賃借権で行います。</p> <p>続きまして整理番号2番、譲渡人及び譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は畑500㎡、用途としては住宅用地、農地種別は第1種、事由としては、住宅建築のため。契約については、所有権を売買で行います。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>議案42号 整理番号1番の補足説明を行ないます。</p> <p>11月15日午前10時30分頃から、北部地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>整理番号1番ですが、申請地は、現在、耕作されておらず、雑草等が生い茂っている状態でありました。申請人は県外で太陽光発電設備設置を手がけており、平戸市内に太陽光発電設備設置を計画しているとのことでありました。</p> <p>雨水については、自然流下及び水路へ放流するとのことでした。</p> <p>また、申請地周辺の農地は、現在耕作しておらず、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われまます。なお、隣接地権者等へは説明し同意を得ているとのことであり、問題はないかと思われまます。</p> <p>続いて、整理番号2番ですが、申請地は、現在、耕作されておらず、雑草等が生い茂っている状態でありました。</p> <p>申請人は、平戸市内に住宅建設を検討しているとのこと、住宅建設用地は市道にも面しており、生活排水等は合併浄化槽を設置し、側溝へ放流する計画でした。申請地周辺の農地は、現在、耕作しておりますが、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p>

会長	<p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 42 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
会員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 42 号を原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>《議案第 43 号 空き家に付属した農地の指定について》 次に、議案第 43 号「空き家に付属した農地の指定」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 4 - 1 ページをお願いします。 指定を行なう農地地目は畑 413 m²、外 2 筆、計 1,328.64 m²、土地の所有者については記載のとおりです。現地調査は、令和元年 10 月 15 日に実施しております。 この案件につきましては、先の総会議案として現地調査を実施しましたが、現況は遊休農地ではなく指定農地として不可との調査結果でありました。 一方、指定農地申請時に十分な聞き取りができず、空き家バンク登録家屋を購入された申請者は、前所有者からの勧めで隣接農地も購入しており既に仮登記していること、遊休農地であった当該地を 1 年以上かけて開墾整地したこと等から、今後、遊休農地できない状況にあること、3 条申請には他の耕作地を貸借または購入しなければならず、その見込みがない等が判明しました。 これを受け局内協議し、前回の「空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」改正における県の指導等も考慮し、農地法第 4 条追認事案と同様の取扱いとすることとし、前所有者から荒廃農地であったことの書面を提出いただき対応しました。また、先の現地確認の折り、各委員に報告説明したところであります。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>次に関係委員の補足説明をお願いします。</p>
2 番委員	<p>議案 43 号の補足説明を行ないます。現地調査のため 11 月 15 日午前 11 時頃から、北部地区農業委員、推進委員が参集後に、事務局から今回の具体的な説明がありました。 10 月の現地調査においては、現況が遊休農地とは言えないことから、一旦、保留し対応するよう事務局に指示を行なったところですが、申請地は先ほど事務局から説明がありましてとおり、空き家を購入後、荒廃、遊休農地化している状態を解消し、営農ができる状態になった</p>

2番委員	<p>ものであり、農地の再生にも繋がったものと思います。</p> <p>前所有者から荒廃農地であったことを書面にて確認しました。また、現地は通風・日照も良く、空き家に付随した農地として指定することで、農地の活用が図られるものと期待されます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の提案説明及び委員の補足説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 43 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 43 号を原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>《議案第 44 号 非農地通知申出について》</p> <p>次に、議案第 44 号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 5 - 1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番、申出人は記載のとおりです。</p> <p>申出を受けた土地地目は田 519 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。(スライドを用い詳細説明)</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。</p>
11番委員	<p>議案 44 号の補足説明を行ないます。</p> <p>11 月 15 日午後 4 時頃から、南部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は宅地の裏にある農地ではありましたが、過去の大雨などにより、法面が崩落し、その後、復旧が行なわれないうまま現在に至っており、スライド写真で見ていただいたとおり、竹や雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>

<p>会長</p>	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 44 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 44 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 45 号 第 8 回農用地利用集積計画(案) について 》</p> <p>次に、議案第 45 号 第 8 回農用地利用集積計画(案) について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 6-1 ページをお願いします。6-1 ページ上段。</p> <p>利用権設定各筆明細は、賃借権になります。</p> <p>整理番号 1 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地地目「田」、面積 660 m²ほか 1 筆、合計 1,420 m²、設定する利用権については、記載のとおりです。整理番号 2 番については、ご一読ください。</p> <p>なお、1 番及び 2 番の 1128 番の田については、一筆の土地の中で別々の方に耕作されるため、分耕としております。計、新規 2 件 6 筆、面積 5,113 m²となっています。</p> <p>つづきまして 6-1 ページ下段。利用権設定各筆明細は、農地中間管理事業による使用貸借権になります。整理番号 3 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目「畑」、面積 931 m²ほか 1 筆合計 1,851 m² 設定する利用権については、記載のとおりです。整理番号 4 番については、ご一読ください。</p> <p>なお、3 番及び 4 番の 284-2 番の畑については、一筆の土地の中で別々の方に耕作されるため、分耕としております。合計、新規 2 件 3 筆、面積 3,614 m²となっています。</p> <p>集積計画案の説明は以上になります、ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p>

<p>会長</p>	<p>(質疑なし) 質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 45 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 45 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 46 号 第 8 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について》 次に、議案第 46 号 第 8 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 7-1 ページをお願いします。設定する利用権の種類については、農地中間管理事業にかかる使用貸借権になります。整理番号 1 番、貸付人及び借受人については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目「畑」、面積 931 m²ほか、設定する利用権については、記載のとおりです。整理番号 2 番から 6 番については、ご一読ください。合計、新規 6 件 11 筆、面積 14,806 m²となります。</p> <p>配分計画の説明は以上になります、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 46 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 46 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《 報告第 12 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用届について 》 次に、「報告 12 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用届」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 8-1 ページをお願いします。 整理番号 1 番、届出人については、記載のとおりです。</p>

事務局	<p>届出農地地目は畑 988 m²のうち 27.58 m²、用途としては、農業用施設用地、農地種別は第 1 種、事由としては、農業用施設、倉庫建設のため。施行時期について平成 12 年月日不詳。</p> <p>この案件は、農地転用不要案件になります 8 ページに農地法施行規則第 29 条の一部を掲載していますが、農地を 2 アール、200 m²未満のものに限り、所有者が事業のための農業用施設を建設する場合、農地転用許可は不要となり、違反転用には該当しませんが、許可不要案件として、遡及して届出を提出して頂いた案件になります。</p> <p>以上、報告します。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第 12 号を終わります。</p> <p>《 報告第 13 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について 》 次に、「報告 13 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による転用届」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 9 - 1 ページをお願いします。整理番号 1 番、届出人については、記載のとおりです。</p> <p>届出農地地目は畑で、128 m²のうち 6.25 m²、用途としては、無線基地局、農地種別は第 2 種、事由としては、携帯電話基地局建設のため。契約については賃借権で行ないます。</p> <p>この案件は、農地転用不要案件になります、9 ページに農地法施行規則第 53 条の一部を掲載していますが、認定電気通信事業者が、有線電気通信のため線路、空中線系や中継施設を建設する場合、農地転用許可は不要のため許可不要案件として届出を提出して頂いた案件になります。以上、報告します。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第 13 号を終わります。</p> <p>《 報告第 14 号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について 》 次に、「報告 14 号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約」について事務局の報告説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案書 10 ページをお願いします。整理番号 1 番。貸人、借人は、記載のとおりです。</p> <p>貸借農地地目は「田」、面積 1,446 m²、外 3 筆 計 3,213 m² 契約内容については、備考欄のとおりです。なお、解約理由につきましては耕作農地の見直しにかかる整理のための解約となります。</p> <p>整理番号 2 番についてはご一読ください。</p> <p>なお、2 番の解約理由については、耕作農地の見直しにかかる整理のための解約となります。第 14 号の報告は以上です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第 14 号を終わります。</p>
	<p>■ 日程第 6 閉会</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。以上をもちまして、平戸市農業委員会第 7 回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。</p> <p>閉会時刻：10 時 30 分</p> <p>議長 _____ 印</p> <p>議事録署名人</p> <p>9 番委員 _____ 印</p> <p>11 番委員 _____ 印</p>

■農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
平戸北部	19	丸田保
	2	岡村勝彦
	17	福田延之
	3	阿部榮
	10	柘屋可恵
平戸中部	5	本山勝茂
	18	永田守
	9	前川一夫
平戸南部	16	大山光敏
	11	青崎日出男
	13	山下忠平
生月地区	7	谷本雅嗣
	8	川村政幸
	1	蜜山隆満
田平地区	6	松本一郎
	4	小川隆友
	12	大山荒助
大島地区	15	藤沢和正
	14	松山浩幸

■最適化推進委員名簿

地区	番号	氏名
平戸北部	1	赤木重夫
	2	前原正行
	3	山口隆徳
	4	川口政基
平戸中部	5	松尾正幸
	6	濱崎保久
	7	永田順三
平戸南部	8	川口達次
	9	野元義和
	10	宮田克幸
生月地区	11	松本浩
	12	吉村和好
	13	富岡敏
田平地区	14	中村正利
	15	村尾昌彦
	16	森健雄
大島地区	17	山村茂巳
	18	末吉清彦